【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

 【提出先】
 関東財務局長

 【提出日】
 2020年8月12日

【四半期会計期間】 第47期第1四半期(自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)

【会社名】株式会社 田 谷【英訳名】TAYA Co.,Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 保科 匡邦

【本店の所在の場所】 東京都渋谷区神宮前二丁目18番19号

【電話番号】 03-5772-8401

【事務連絡者氏名】 執行役員経営企画部長 兼 管理部長 中村 隆昌

【最寄りの連絡場所】 東京都渋谷区神宮前二丁目18番19号

【電話番号】 03-5772-8401

【事務連絡者氏名】 執行役員経営企画部長 兼 管理部長 中村 隆昌

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次		第46期 第 1 四半期 累計期間	第47期 第 1 四半期 累計期間	第46期
会計期間		自2019年 4月1日 至2019年 6月30日	自2020年 4月1日 至2020年 6月30日	自2019年 4月1日 至2020年 3月31日
売上高	(千円)	2,266,933	1,329,947	8,746,902
経常損失()	(千円)	103,177	404,059	401,413
四半期(当期)純損失()	(千円)	79,191	558,733	384,464
持分法を適用した場合の投資利益	(千円)	-	-	-
資本金	(千円)	1,480,180	1,480,180	1,480,180
発行済株式総数	(株)	5,100,000	5,100,000	5,100,000
純資産額	(千円)	2,344,785	1,480,778	2,039,512
総資産額	(千円)	5,698,087	4,758,198	5,028,656
1株当たり四半期(当期)純損失	(円)	15.85	111.81	76.94
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益	(円)	-	-	-
1株当たり配当額	(円)	-	-	-
自己資本比率	(%)	41.2	31.1	40.6

- (注)1.売上高には、消費税等は含んでおりません。
 - 2. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度にかかる主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
 - 3 . 持分法を適用した場合の投資利益については、該当事項がないため記載しておりません。
 - 4.潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、1株当たり四半期(当期)純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2【事業の内容】

当第1四半期累計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第1四半期累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。なお、文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。

継続企業の前提に関する重要事象等

当社は、前事業年度において、2019年10月からの消費増税の影響に加え、第4四半期以降の新型コロナウイルス感染拡大による消費減退や、外出自粛等の影響に伴う入客数の減少により、売上高が著しく減少し、営業損失および経常損失を計上いたしました。

また、継続して当四半期会計期間においても四半期純損失を計上しております。この結果、当四半期会計期間末においても2016年12月に取引金融機関と締結したシンジケートローン契約について財務制限条項に抵触しており、当該財務制限条項が適用された場合、資金繰りに与える影響が生じており、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

現在、新型コロナウイルス感染症対策の影響下ではありますが、「心技体」をスローガンに、質の高い技術・接客・サービスを提供し、お客様に喜んでいただけるよう努めてまいります。

また、多様化する消費環境や消費行動を機敏に捉え、店舗・地域ごとに応じた営業施策をより一層強化することで 既存店の充実を図ってまいります。

さらに、人的資源の「確保・育成・定着」を主とした効率的な人員配置による生産性の向上、商品販売力の強化、 不採算店舗の統廃合、在庫の適正化や資産の売却、設備投資の抑制等に取り組み、本部費用につきましても、人件費 や予算管理の厳格化による諸経費の削減などを推進してまいります。

また、雇用調整助成金の活用、支払賃料の減額等の要請、緊急経済対策に基づく税金および社会保険料の納付猶予制度の利用、その他の費用削減等の施策を講じてまいります。

資金面につきましては、各金融機関に対して財務制限条項の適用の猶予に関する申し入れを行い、同意を取り付けております。また、今後1年間に必要となる追加的な資金調達について、取引金融機関等を含め交渉を進めており、当社の財務的な安定性を高めるために、メインバンクより資金繰り支援策としての新たな融資枠を設定いただいております。

2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第1四半期累計期間におけるわが国経済は、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、4月上旬の「緊急事態宣言」の発令や各自治体からの各種自粛要請により、個人消費や企業活動は急速に減退いたしました。5月下旬の「緊急事態宣言」の解除により、経済活動は回復しつつあるものの、新型コロナウイルスの収束時期は見通せず、先行き不透明な状況が続いております。

美容業界におきましても、依然として消費者の強い節約志向に加え新型コロナウイルスの感染拡大による急速な消費マインドの冷え込み、感染症対策の営業体制、店舗間競争の激化、また労働需給逼迫による美容師確保難など、当社を取り巻く経営環境は引き続き厳しい状況が続いております。

このような状況の下、当社といたしましては、新型コロナウイルス感染症対策の影響下ではありますが、お客様ならびに社員の安全・安心を最優先に、一部店舗の休業や営業時間の短縮を余儀なくされたものの、可能な限り事業活動を継続してまいりました。

また、新型コロナウイルス感染防止対策として、社員のマスク着用、定期的な消毒や換気の実施など、感染防止対策の徹底を講じてまいりました。

店舗につきましては、美容室 2 店舗 (Shampoo メイト黒崎店、TAYA 黒崎井筒屋店)を閉鎖し、当第 1 四半期会計期間末の店舗数は、美容室117店舗と小売店 1 店舗となりました。

以上の結果、当社の第1四半期累計期間の業績は、売上高1,329百万円(前年同期比41.3%減)となり、営業損失399百万円(前年同期は営業損失100百万円)、経常損失404百万円(前年同期は経常損失103百万円)、四半期純損失は558百万円(前年同期は四半期純損失79百万円)となりました。

(2)財政状態の分析

当第1四半期会計期間末の総資産は4,758百万円となり、前事業年度末と比べて270百万円減少いたしました。 流動資産の残高は1,111百万円となり、前事業年度末と比べて208百万円減少いたしました。固定資産の残高は 3,646百万円となり、前事業年度末と比べて62百万円減少いたしました。主な減少につきましては、現金及び預金の

減少186百万円、建物の減少50百万円であります。

当第1四半期会計期間末の負債総額は3,277百万円となり、前事業年度末と比べて288百万円増加いたしました。

流動負債の残高は2,010百万円となり、前事業年度末と比べて335百万円増加いたしました。固定負債の残高は1,267百万円となり、前事業年度末と比べて46百万円減少いたしました。主な増加につきましては、長短借入金の純増193百万円、流動負債「その他」に含めております末払費用及び預り金の増加169百万円であります。主な減少につきましては、電子記録債務の減少62百万円、賞与引当金の減少47百万円であります。

当第1四半期会計期間末の純資産は1,480百万円となり、前事業年度末と比べて558百万円減少いたしました。 以上の結果、自己資本比率は前事業年度末40.6%から31.1%に減少いたしました。

(3)会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

前事業年度の有価証券報告書に記載した「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」中の会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定の記載「 有形固定資産の減損」について以下のように重要な変更を行っております。

当社は、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い政府より発令された緊急事態宣言による外出自粛等や商業施設の臨時休業等により2020年4月から5月にかけて休業もしくは時短営業を行っておりました。その後5月25日に緊急事態宣言が解除された後、順次営業を再開し6月1日以降全店営業再開しております。

しかしながら、当四半期会計期間末においても新型コロナウイルス感染症の影響は継続しており、今後の収束時期について正確に予測することは困難な状況にありますが、当社といたしましては、前事業年度の有価証券報告書に記載した会計上の見積りに用いた仮定について、第2四半期会計期間末頃まで影響が続くと仮定を見直し会計上の見積りを行っております。

なお、この仮定は不確実性が高く、さらに収束が遅延し影響が長期化した場合には将来において損失が発生する可能性があります。

(4)優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当第1四半期累計期間において優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について重要な変更はありません。

(5) 研究開発活動

該当事項はありません。

3【経営上の重要な契約等】

当第1四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数 (株)	
普通株式	16,000,000	
計	16,000,000	

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現 在発行数(株) (2020年6月30日)	提出日現在発行数(株) (2020年8月12日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	5,100,000	5,100,000	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数 100株
計	5,100,000	5,100,000	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】 該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】 該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】 該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
2020年4月1日~ 2020年6月30日	-	5,100,000	-	1,480,180	-	1,702,245

(5)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6)【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(2020年3月31日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

2020年 6 月30日現在

区分	株式数(株)		議決権の数(個)	内容
無議決権株式		-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)		-	-	-
議決権制限株式(その他)		-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式	102,900	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式	4,995,600	49,956	-
単元未満株式	普通株式	1,500	-	-
発行済株式総数		5,100,000	-	-
総株主の議決権		_	49,956	-

【自己株式等】

2020年6月30日現在

所有者の氏名又 は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合 計(株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
株式会社田谷	東京都渋谷区神宮 前2-18-19	102,900	-	102,900	2.01
計	-	102,900	-	102,900	2.01

2【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1.四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第63号)に基づいて作成しております。

2.監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期会計期間(2020年4月1日から2020年6月30日まで)及び第1四半期累計期間(2020年4月1日から2020年6月30日まで)に係る四半期財務諸表について、普賢監査法人による四半期レビューを受けております。

3. 四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1【四半期財務諸表】

(1)【四半期貸借対照表】

(単位:千円)

		(十四・111)
	前事業年度 (2020年 3 月31日)	当第 1 四半期会計期間 (2020年 6 月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	785,078	598,087
売掛金	297,924	279,401
商品	74,565	76,773
美容材料	23,056	22,414
その他	139,695	136,140
貸倒引当金	305	833
流動資産合計	1,320,016	1,111,984
固定資産		
有形固定資産		
建物(純額)	940,252	890,180
土地	1,176,869	1,176,869
その他(純額)	72,367	66,389
有形固定資産合計	2,189,488	2,133,439
無形固定資産	31,427	31,236
投資その他の資産		
敷金及び保証金	1,465,009	1,459,576
その他	25,714	24,960
貸倒引当金	3,000	3,000
投資その他の資産合計	1,487,723	1,481,537
固定資産合計	3,708,640	3,646,214
資産合計	5,028,656	4,758,198

(単位:千円)

		(112,113)
	前事業年度 (2020年 3 月31日)	当第 1 四半期会計期間 (2020年 6 月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	172,904	128,520
電子記録債務	144,932	82,566
短期借入金	1 455,001	1 700,000
1年内返済予定の長期借入金	1 205,490	1 203,490
未払法人税等	85,391	107,595
賞与引当金	54,917	7,571
その他	556,421	780,485
流動負債合計	1,675,058	2,010,230
固定負債		
長期借入金	1 742,671	1 693,299
退職給付引当金	355,312	351,573
資産除去債務	199,644	199,720
その他	16,457	22,596
固定負債合計	1,314,086	1,267,189
負債合計	2,989,144	3,277,420
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,480,180	1,480,180
資本剰余金	1,702,245	1,702,245
利益剰余金	983,415	1,542,149
自己株式	159,497	159,497
株主資本合計	2,039,512	1,480,778
純資産合計	2,039,512	1,480,778
負債純資産合計	5,028,656	4,758,198

(2)【四半期損益計算書】 【第1四半期累計期間】

(単位:千円)

		(手位・川リ)
	前第1四半期累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)
売上高	2,266,933	1,329,947
売上原価	2,032,395	1,478,651
売上総利益又は売上総損失()	234,538	148,703
販売費及び一般管理費	334,633	250,743
営業損失()	100,094	399,446
営業外収益		
受取利息	20	7
受取手数料	2,525	-
その他	920	1,857
営業外収益合計	3,465	1,865
営業外費用		
支払利息	5,159	4,920
その他	1,389	1,558
営業外費用合計	6,548	6,478
経常損失()	103,177	404,059
特別利益		
移転補償金	39,686	-
助成金収入	<u> </u>	3,614
特別利益合計	39,686	3,614
特別損失		
役員退職慰労金	-	14,000
固定資産除却損	2,489	13,189
店舗休業損失	-	120,011
店舗閉鎖損失	1,900	-
特別損失合計	4,389	147,200
税引前四半期純損失()	67,880	547,645
法人税、住民税及び事業税	11,760	11,554
法人税等調整額	449	466
法人税等合計	11,311	11,087
四半期純損失()	79,191	558,733
	·	

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

当社は、前事業年度において、2019年10月からの消費増税の影響に加え、第4四半期以降の新型コロナウイルス感染拡大による消費減退や、外出自粛等の影響に伴う入客数の減少により、売上高が著しく減少し、営業損失および経常損失を計上いたしました。

また、継続して当四半期会計期間においても四半期純損失を計上しております。この結果、当四半期会計期間末においても2016年12月に取引金融機関と締結したシンジケートローン契約について財務制限条項に抵触しており、当該財務制限条項が適用された場合、資金繰りに与える影響が生じており、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

このような状況の解消を図るべく、当社は事業における収益力の改善および本部費用の削減等の施策を行い、当該状況の改善に努めております。

現在、新型コロナウイルス感染症対策の影響下ではありますが、「心技体」をスローガンに、質の高い技術・接客・ サービスを提供し、お客様に喜んでいただけるよう努めてまいります。

また、多様化する消費環境や消費行動を機敏に捉え、店舗・地域ごとに応じた営業施策をより一層強化することで既存店の充実を図ってまいります。

さらに、人的資源の「確保・育成・定着」を主とした効率的な人員配置による生産性の向上、商品販売力の強化、不 採算店舗の統廃合、在庫の適正化や資産の売却、設備投資の抑制等に取り組み、本部費用につきましても、人件費や予 算管理の厳格化による諸経費の削減などを推進してまいります。

また、雇用調整助成金の活用、支払賃料の減額等の要請、緊急経済対策に基づく税金および社会保険料の納付猶予制度の利用、その他の費用削減等の施策を講じてまいります。

資金面につきましては、各金融機関に対して財務制限条項の適用の猶予に関する申し入れを行い、同意を取り付けております。また、今後1年間に必要となる追加的な資金調達について、取引金融機関等を含め交渉を進めており、当社の財務的な安定性を高めるために、メインバンクより資金繰り支援策としての新たな融資枠を設定いただいております。

これらの状況を鑑み、現時点において、継続企業の前提に関する重要な疑義を解消すべく取り組んでいる対応策は実施途上にあり、また、新型コロナウイルス感染拡大による業績への影響について不透明感が増していることから、今後の事業進捗や追加的な資金調達の状況等によっては、当社の資金繰りに重要な影響を及ぼす可能性があり、継続企業の前提に関する重要な不確実性が存在するものと認識しております。

なお、四半期財務諸表は継続企業を前提としており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を四半期財務 諸表に反映しておりません。

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う会計上の見積りについて)

当社は、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い政府より発令された緊急事態宣言による外出自粛等や商業施設の臨時休業等により2020年4月から5月にかけて休業もしくは時短営業を行っておりました。その後5月25日に緊急事態宣言が解除された後、順次営業を再開し6月1日以降全店営業再開しております。

しかしながら、当四半期会計期間末においても新型コロナウイルス感染症の影響は継続しており、今後の収束時期について正確に予測することは困難な状況にありますが、当社といたしましては、前事業年度の有価証券報告書に記載した会計上の見積りに用いた仮定ついて、第2四半期会計期間末頃まで影響が続くと仮定を見直し会計上の見積りを行っております。

なお、この仮定は不確実性が高く、さらに収束が遅延し影響が長期化した場合には将来において損失が発生する可能性があります。

(四半期貸借対照表関係)

1 財務制限条項

前事業年度(2020年3月31日)

当社が締結している取引銀行3行とのシンジケーション方式によるタームローン契約及び株式会社三井住友銀行他1行とのコミットメントライン契約については、下記の財務制限条項が付加されております。

- ・2017年3月期末日以降の各事業年度末日における貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を2016年3月期末日における貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額、又は直近の事業年度末日における貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額のうち、いずれか高い方の金額以上に維持すること。
- ・2017年3月期末日以降の各事業年度末日における損益計算書に記載される営業損益を2期連続して損失としないこと。
- ・2017年3月期末日以降の各四半期会計期間末日における貸借対照表に記載される現金及び預金の金額が7 億円以上であること。

当第1四半期会計期間(2020年6月30日)

当社が締結している取引銀行3行とのシンジケーション方式によるタームローン契約及び株式会社三井住友銀行他1行とのコミットメントライン契約については、下記の財務制限条項が付加されております。

- ・2017年3月期末日以降の各事業年度末日における貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を2016年3月期末日における貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額、又は直近の事業年度末日における貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額のうち、いずれか高い方の金額以上に維持すること。
- ・2017年3月期末日以降の各事業年度末日における損益計算書に記載される営業損益を2期連続して損失としないこと。
- ・2017年3月期末日以降の各四半期会計期間末日における貸借対照表に記載される現金及び預金の金額が7 億円以上であること。

なお、上記契約に基づく第1四半期会計期間末日の借入実行残高、コミットメントライン契約に係る借入未 実行残高は次のとおりであります。

・タームローン契約

	前事業年度 (2020年3月31日)	当第 1 四半期会計期間 (2020年 6 月30日)
借入実行残高	676,300千円	651,400千円
・コミットメントライン契約		
	***	VV 소소 4 EEU VV HO 스 스 I HORB
	前事業年度 (2020年 3 月31日)	当第 1 四半期会計期間 (2020年 6 月30日)
 コミットメントラインの総額 借入実行残高	(2020年3月31日)	(2020年6月30日)

当社は、前事業年度末及び当四半期会計期間末における純資産の部の合計金額が基準年度の75%を下回ったこと並びに 当四半期会計期間末の貸借対照表に記載される現金及び預金の金額が7億円を下回ったことにより、当該ローン契約にお ける財務制限条項に抵触する状況となっております。しかしながら、当該取引金融機関と財政状態及び資金計画等の協議 を行った結果、本事態においては期限の利益喪失の権利行使をしない旨の同意を得ております。

2. 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と当座貸越契約及を契約を締結しております。これら契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年 3 月31日)	当第1四半期会計期間 (2020年6月30日)
当座貸越極度額の総額	-	200,000千円
借入実行残高	-	-
差引額	-	200,000

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

前第1四半期累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)
 57,121千円	45,930千円

(株主資本等関係)

前第1四半期累計期間(自2019年4月1日 至2019年6月30日) 配当金支払額 該当事項はありません。

当第1四半期累計期間(自2020年4月1日 至2020年6月30日) 配当金支払額 該当事項はありません。

(持分法損益等)

前第1四半期累計期間(自2019年4月1日 至2019年6月30日) 該当事項はありません。

当第1四半期累計期間(自2020年4月1日 至2020年6月30日) 該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期累計期間(自2019年4月1日 至2019年6月30日) 当社は、美容事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当第1四半期累計期間(自2020年4月1日 至2020年6月30日) 当社は、美容事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純損失及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)
1 株当たり四半期純損失	15円85銭	111円81銭
(算定上の基礎)		
四半期純損失 (千円)	79,191	558,733
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る四半期純損失(千円)	79,191	558,733
普通株式の期中平均株式数(千株)	4,997	4,997

⁽注)潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、1株当たり四半期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】 該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2020年8月11日

株式会社田谷
取締役会御中

普 賢 監 査 法 人 東 京 都 港 区

指定社員 公認会計士 荒木 正博 印 業務執行社員 公認会計士 荒木 正博 印

指定社員 公認会計士 嶋田 両児 印業務執行社員

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社田谷の2020年4月1日から2021年3月31日までの第47期事業年度の第1四半期会計期間(2020年4月1日から2020年6月30日まで)及び第1四半期累計期間(2020年4月1日から2020年6月30日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社田谷の2020年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、前事業年度において、売上高が著しく減少し、営業損失および経常損失を計上し、また、継続して当四半期会計期間においても当四半期純損失を計上している。この結果、当四半期会計期間末においても2016年12月に取引金融機関と締結したシンジケートローン契約について財務制限条項に抵触しており、当該財務制限条項が適用された場合、資金繰りに与える影響が生じ、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、 現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。四半期財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は四半期財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

四半期財務諸表に対する経営者並びに監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が 認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、我が国において一般に公正妥 当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められない かどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書 において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事 項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監 査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は 継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準 に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表 の表示、構成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる 事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1.上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。